第6回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】2014年12月25日(火) 10:00~12:00

【会場】ホテルプリムローズ大阪 高砂の間

【出席委員】

嵐谷 安雄一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長泉本 徳秀障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 幹事大竹 浩司公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長

小田 昇 関西鉄道協会 専務理事

小尾 隆一 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 事務局長

酒井 政夫 大阪興行協会 常務理事・事務局長

柴原 浩嗣 一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長

城本 徹夫 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長 高田 秀世 日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長

高橋 祥治 一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長 田中 直人(部会長) 島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授

西田 多美子 公益社団法人 大阪府建築士会 委員

三星 昭宏 関西福祉科学大学 客員教授

〇建築企画課長挨拶

〇府より資料1-1から資料1-4説明(条例改正の報告)

〇部会長

はい、どうもありがとうございました。只今、事務局から条例の改正状況についてご説明いただきました。ご意見とかご質問ありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。いかがでしょうか。それぞれこれまで議論を重ねてきた内容なんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。特にないようでしたら、また後で重ねてご質問等いただくこととしまして、議題1は以上としまして、次の議題に移りたいと思います。2番目、今後の取り組みということで、資料2-1から2-3によって説明をお願いしたいと思います。事務局よろしくお願いします。

○事務局

資料2-1から2-3説明(ガイドライン)

〇部会長

はい、どうもありがとうございました。議題の1番の方で既に条例改正、第1次の改正としてやった案件に対しまして、今後議論をするということで、具体的な資料の提案とか内容について説明いただきました。今からご意見とかご質問いただきたいと思います。特に検討スケジュールとか今後どうするかということ、ガイドラインの検討方法について議論しまして、大きくは事務局からご提案いただいた方針でいいのかどうか、特にスケジュールにつきましては意見締切が1月末を目途ということなんですが、こういう感じでいいのかどうか、もっと早くした方がいいとか、もっとゆっくりやったほうがいいとか、それも含めましてご意見いただきたいと思います。まず最初に今日欠席されてますけど、ご意見いただいている委員さんがあるようなので、ご紹介いただけますでしょうか。

〇事務局

改めて事務局でございます。ご欠席でございますけれども、事前にご意見いただいておりますの で、読み上げをさせていただきたいと思います。2点ございます。1点目が無人駅の課題につい てということで、障がい者にとって、駅を利用する上で駅員の存在はなくてはならないものです。 乗降時の介助はもとより、切符購入や改札通過の際のトラブル対応、遅延や事故等での情報保障、 簡単な道案内など。段差解消や点字ブロック敷設等が進むだけではカバーしきれていない部分を 駅員にお願いしていることが今もたくさんあります。それらのことが解消されない内に、駅員を 配置しない駅が増えてしまうと、障がい者の外出は制限されてしまいます。「ひとにやさしいま ちづくり」を進める大阪府としては、駅員の存在が障害者の移動には必要不可欠なものであると いう認識を、条例の前文で謳い、府としての姿勢を事業者の方々へ示して頂きたいと思います。 参考で現在の無人駅の数は非公開情報と書いていただいておりますけれども、一日乗降客数が 3,000 人以上駅で 164、5,000 人以上駅で 112、10,000 人以上駅で 50 というふうにご記載いただ いております。2点目のマニュアル改正についてと。今回の依頼にかかる意見でございますけれ ども、まちづくり条例のマニュアルを、法律の内容(基準)も含めてわかりやすいものに改正す るという予定とお聞きしています。現在の改訂3版マニュアルは2003年(平成15年)につくら れたもので、その後小さな改訂はあったかと思いますが、今回はおおよそ 10 年以上ぶりの大き な改訂になるものと考えております。今年1月障害者の権利条約が批准され、2016年には障害 者差別解消法も施行されます。また大阪の障がい者団体からは、大阪府障害者差別禁止条例策定 を求める声も高まってきています。そのような時期のマニュアル改訂でもあり、内容は単に規程 内容を一覧的に見る為の資料とだけにせず、外出している障がい者の声や、障がい者にとって利 用しやすい推奨すべき施設の事例紹介なども盛り込む内容として欲しいと思います。今後 10 年 以上の基礎となるであろう、次期マニュアルの改正を拙速に行うことなく、審議会の下でワーキ ンググループ等を立ち上げて進めるなど、じっくりとその内容の議論などに時間をかけられる、 スケジュールにして欲しいと思います。少し文面があれなんですけれども、久しく改訂されてい なかった上記資料は、多くの施工者・設計者の方々が手に取り、目にしている重要な資料です、 というふうにご意見いただいております。

〇部会長

はい、ありがとうございました。2点あったかと思いますが、1番目の無人駅の件なんですけれども、これについて事務局からなにかコメントすることはありますか。

〇事務局

はい、昨年の部会・審議会でもどういう現状だの、法律や条例にはどんな枠組みがある、現状は どうなんだろうという資料もお示しをしてご報告をした経過もあるかと思いますけれども、なか なか行政で今権限を持って指導するということができていないという現実がまずはあると。その 中でどういうふうな対応を取っていけるのかということも含めて、検討させていただきたいとい うのは以前から申し上げていることなんですけれども、我々としても書いていただいている障が い者の方の外出を円滑にするというところが少しできなくなるという実態はありますので、我々 だけでもできる内容というのは、何か良い案がないものですから、他事例ですとか、地方で観点 は違うかもしれませんけれども、いろいろな取り組みを地域活性化を含めた取り扱いをされてい るところもあるかと伺っておりますので、そういった参考となる事例なんかも関係部局も連携し て調査したりする中で、事業者に対しても必要なことを申し入れする中で、条例にいきなり何か 規定するというのは今この時点ではすぐには難しいかと思うのですけれども、何がしていけるの かという取り組みを検討するところから、ガイドラインなんかで都市施設、駅も都市施設の1つ になっているのは間違いございません。何を書けるのかということも、ちょっと私どもすぐには 思いつかないところもあるんですけれども、場合によってはそういうところで何を書けるかとい う議論もさせていただけるように今後検討させていただきたい、ご意見も賜るようにしていきた いと思っております。

〇部会長

はい、ありがとうございます。先般、鉄道事業者さんと懇談するような場面がありまして、無人駅が絶対だめだということではなくて、無人状態になることがまずいと。要は、必要な時に人的対応ができるような情報伝達の手段とか、あるいはソフトの対応ができれば良いのではないかという考え方もありまして、理想的には人がいるのが一番良いのですけれども、そのあたり、どの程度何をすべきなのか、何ができるのかということについて現状も踏まえながら、理想は理想としてその過渡期としてどういう対応をするのか、そういった実践的な対応策が必要かなと感じました。また事務局の方でも具体的に調査していただいて、またご提案いただきたいなと思います。

〇事務局

ありがとうございます。マニュアルの改正のポイントについてですけれども、これはご指摘いただいているように要素はいろいろ背景ございます。10年スパンで改正していないということも事実でございますし、関係する法令・権利条約の批准もなされたということもございますので、

外出される障がい当事者の皆さん方からそういうお声も具体的にいただくということは、各所属の団体さんを通じていただいたりというふうには思っておりますし、そういったお声を反映しつつ、さきほどもご説明させていただいたようにまとめていきたいと思っております。一回まとめたら終いということではなくて、いろんなブラッシュアップ・充実を図っていけるようにしたいと考えております。

〇部会長

ありがとうございます。今、ご意見・ご質問いただいている2点を含めまして皆さんから今から ご意見・ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〇委員

タイトなスケジュールにとまどっております。以前の設計マニュアルの際、経緯はわからないん ですけれども、大阪府建築士会の方でワーキンググループで荒木先生ご指導の下、作成したので はなかったかと思うんですけれども、相当な時間をかけて当事者の方はもちろんのこと、建築的 にできる形としてしたものだというふうに認識してそれを見てきたわけなんですけれども、今回 庁内でご助力いただいている様子はすごく見て覗えまして、本当にご苦労様というかお疲れ様だ というふうに思っております。ただ、国のガイドラインからの重要な引用とか見るんですけれど も、やはり国のものが出たときにも、実際の今の電化製品と絵が違うとかこれは誤解を受けるん ではないかというふうなことを私たちも申しておりまして、それらを建築側で出ているわけなん ですけれども、1 末という期限で団体に持ち帰ってこんな意見であったと言うふうにお答えする のが非常に難しいなと感じております。それでこの時期ですので、具体的には1月に会議を設け るにしましても、もう日程を取る連絡の術がございませんし、そうしますと1月中に取ましても、 まずこれを配る術がもう少し電子データでも年内に配るとかいうことでありましたら検討もで きるんですけれども、建築士会にもいろんな委員会があって、社会貢献とか、法令のこととか、 福祉のこととかいろんな委員会がございますので、そちらに私としてはいろんない意見を聴取し たいなと思うんですけれども、ちょっとこのスケジュールでは無理かなと思いますが、いかがで しょうか。

〇部会長

日程についてですね。もう少し余裕を持ってということなんですが、いかがでしょう。

○事務局

ありがとうございます。電子データはわれわれ素人がやっている都合で少し容量が、パソコンで 簡単に送るということができなかったものですから書いたものになったんですけれども。

〇委員

素案を(データで)送るというのは独り歩きすると困りますしね…

○事務局

そうですね、そういうこともございますので。そこの部分も一定どういうバージョンだということをちゃんと整理した上でではなるかと思うんですけれども、多数の皆様のご意見をいただけるようには当然したいと思っておりますので、目標なかなかないなかで「どうしましょう」と言うわけにもちょっといかないところがありましたので、すでに設計マニュアルについては、当然以前から学経のみなさん、設計者のみなさん、当然当事者のみなさんも入っていただいて作り上げ

てきたということを認識しておりまして、そのベースに立ってエッセンスを今のものに素案としてまとめさせていただき、それをベースとしてご議論これからいただきたいと思っておりますので、なにかなければ議論ができませんでしたので、そういうものでお作りをさせていただいたということです。3月末は現体制でも行けるということも実はあるんですけれども、内容についてもう少しご議論していただく必要があると、物理的な時間という意味で委員の皆様のご事情を今日お知らせいただきましたら、事務局の方でまた考え直させていただこうと思っておりますので、そういったご意見もいただけたらと思います。

〇部会長

今のご意見の中、もう一つあったと思うんですけれども、時間の問題と検討する体制の問題があろうかと思うんですね。前回そういった建築士会さんを含めて検討委員会みたいなのがあったんですよね、たしか。そういう体制があって、より専門家、あるいはより広範な方から意見をいただくような体制、事務局だけでやってしまう負担の多いやり方ではなくて、もう少しみんなでやろうよみたいな感じも含めまして、意見を吸い上げてやるということ、これもどうやってやるか。これも形だけ作るだけの話ではなくて、実質効果的なやり方をしないとだめだと思うんですけれども、そのへんいかがでしょうか。

〇事務局

もちろん当事者のみなさんのご意見は最重要項目と思っておりまして、そういうことを含めまして、審議会の中の部会というのが 16 名の皆さん方ということで、ご議論としてはしていただきやすいかなと我々としてはそう思っておりまして、なかなか皆様もお忙しい中でございますので、さらに小委員会を作ってうまく交通整理を事務局がさせていただいたら良いのかもわからないんですが、前回も推進委員会という枠組みでまとめたとちょっと記録…我々直接はいなかったんですけれども、記録なんかを見ますとそういうこともありましたので、推進委員会の中の部会で施設検討部会でご議論いただいたというふうに残っておりましたので、同じような枠組みかなというふうには考えておったところなんです。

〇部会長

この部会がメインにやるということですね。

○事務局

そうですね。そういうふうに考えています。

〇委員

これを実際に詳細を見て設計をするのが私どもの団体だと思うんですけれども、それを代表する者としましては非常にちょっとやはり印刷物というのは1部でてしまいますと正誤表とか、法令が改正された黒丸の部分は正誤表として当然つけたらそれは見るんですけれども、ハートマークとか星印のところを正誤表というのは変な話ですし、どちらかというとハートマークか星印の方が問題になるというか、誤解を受けやすいところが多いかなと思いますので、それを今後どういうふうに運用するかというのを考えますと、やはり初版というのを相当厳密に見ないと、と言いますのは、実際にガイドラインのようにしたら危険であるとか難しいことがあるんですけれども、危険であるということについては検証しないといけないなというふうに思います。やはりせめて1月末を伸ばしていただくか、前回のように庁内以外のところに委託のような形のことで一度マニュアルの全検証を作業として違う目で複数の目で見るとかいうことは考えられないのでしょ

うか。まあ、予算的なこととかもあるかと思うんですが、正直、私一人で見ろと言われたら非常に困ります。

〇委員

今スケジュールのことが議論になっておりますが、私もちょっと疑問を持っておりまして、行政計画とまではいかないので、パブリックコメントみたいなことはされないのかなと思ったんですけれども、やはり広く意見を集める、事例を集めるということが非常に大切になると思いますので、そういう意味では団体の中でこの案を紹介していただいて意見を集めていただいてということだけでいろんな意見が、場合が、聴取できるかどうかというのは私心配があります。それから資料2-1の一番最初の作成の必要性ですが、基準に適合していても実際の使い勝手が悪い事例とか、そういうところは本当に実際にここ120センチメートル確保されているけれども、こんなことになっていて、実際は使えないですよとか、そういう声を大切に拾い上げて、このガイドラインは基準だけでなくて配慮すべき事項というものが非常に大切だと思いますから、「これだけの分を確保してくださいね」とかそういうのを具体的に入れることによって非常にこの対話が進むと思うんですね。そういう意味ではもう少しパブリックコメントとか団体の中でいろんな意見を聴取するのを丁寧にするようなことをして是非このマニュアルが本当にいろんな事例が入った良いものになるような形にしたらどうかなと。私も意見に賛成です。ただ3月に必ずやらなければならない、という何かものがあるのでしたら、気合を入れなければならないのかもしれませんけれども、そこはちょっとご検討いただけたらと思います。以上です。

〇部会長

可能な限り、そういう方針でやっていただきたいということです。

〇委員

前段階の議論としては、「可能な限り」ではなく、おっしゃるとおりで、通常ですとガイドラインということは1年かけるのが常識なんですね。先生がいくら頑張ってもそれは先生徹夜すれば、先生個人は確かに能力のある方ですから、できるとしても、お一人のご意見なので、たくさんのお仲間の意見が必要ですし、障がい当事者の意見が必要ですから、この各章を指で一行ずつ押さえて議論をしていくのが本来の筋ならば、少なくともこの検討部会で各章1回ずつ取る、それだけでも10回ぐらい、まあ、延々やるわけにはいきませんから、そういう状態から短くしていくというのが必要です。そういうのが筋なんですが、なぜ3月なのかをお伺いしたい。

○事務局

恐縮でございます。なにか義務がかかって3月ということでは決してございませんので、そこだけでは申し上げてさせていただきます。確かに、既存の既ににあるものを集約をして、各団体様のご意見なんかを頂戴した中で、比較的スケジュールがタイトすぎるという印象がぬぐえませんので、委託という部分は、少し私どもの予算の部分も実はございますので、我々手を動かすのはいくらでも自分らでするつもりはあるんですけれども、ベースとなるものは何とか自前で用意させていただこうと思いますので、まとめ方を拙速に委員からもいただいておりますように、拙速にやるということではなくて、お手伝いいただける、煩わすというまでいかずに、お手伝いいただけるような仕組みがうまく作れたら、実績もそのまま載せられるというようなことにもなるかと思いますので、3月というのは拙速で申し訳ございません。

〇委員

よくあるんですが、主要メンバー・中心メンバーがほとんど全員この3月で転勤する場合には、 やっぱり急がなければいけないという理由があるときもあります。あるんだったらおっしゃって いただいたほうが…。

〇事務局

そこはございません。

〇委員

付け加えてものを言いますが、中身の話ですが、ガイドラインに変えたら、ガイドラインに従来のような設計マニュアルよりは更に冒頭に設計論・計画論・考え方を1ページ・2ページ・3ページくらい入れるべきだと思うんですね。そうしますと、その吟味だけでも、ちょっと私が考えただけでも、1ヶ月かかりますからね。一晩で考えるわけにいかんです。考え方というのは、例えて言えば、全ての項目、全体に共通する問題として、例えば建物以外の周囲と一体性を考えなさいという話であるとか。さまざまな計画論、設計論でしょうね。個別設計だけではなくて全体論なんかも入れたりとか、いろいろ考えられますね。中身を見るとこれはいろいろ意見がでるだろうなというところ、私建築の専門ではありませんが、出るだろうなというところはいろいろ聞いてるし、今の時代としては、もう少し踏み込んでも良いのではないかというところもあるんですが、検討してからでないとまずいんで、時間かけたほうが良いのではないですか。

〇事務局

以前のマニュアルがありまして、それが平成15年であって、昔の基準ですので活用されていない、そういう意味では何にもないよりも、何か早くとりあえず第一歩、手を動かそうという意味でこの3月を一つの大きな、目標がないとなかなか進まないということもあって、3月という話を考えたのですが、それも今までは初版を作りましたらそれから何年かということなんですけど、それはやめようと。やはり絶えず当事者の事例ですとか、失敗事例とかがございますので、絶えず更新していく、特に本というよりもインターネット、そういう意味で最初に何らかの発信をしていく必要がある、それを一つ3月と考えたんですけど、今、先生がおっしゃるとおり、もう少しじっくり計画論とか設計論ということもあるということを考えると、3月はあれかなと。何も3月がメンバーが変わるとかそういうのではなくて、年度を一つ区切るという意味で一つの目標を定めたわけですが、委託というのはあれなんですけど、部会の中でもう少し丁寧に議論させていただきながら、委員の先生方含めやっていきたいなと思います。

〇委員

今、先生方お二人のご意見を聞いたのですが、私自身の考え方としては、2-1 の資料、2ページ目の『「設計マニュアル」から「ガイドライン」へ』という項目のところの一番最後、これまでの、「設計マニュアル」は施設の設計に特化した手引書であると受け取られる可能性があると。今回は、マニュアルからガイドラインへ変えるということによって、今までマニュアルでやっておられたことは、既にそれが一般市民になじまれているわけですね、それをガイドラインに変えるということは、あくまでも「こういうやり方でやりなさい」というマニュアルから「そうじゃないですよ。こういう方法でやってください。」というふうに私自身は受け止めたのですが、これを一から作り直すとなると、事務所協会としては、今までやった方法がいいのかどうかということを我々事務所協会として担当部会を作ってそれぞれ一つずつ検討していかなければならない。それには相当な時間がかかると。先ほど先生がおっしゃられたとおり、私一人でこの内容を全部把握して会議で説明しろというのは、800 社を相手にこういったことはとてもじゃないけど、

不可能であると。協会・団体としてやはりそれなりの部会を開いて内容を全部精査してそれなりの答えを出さなければならない。今ここで意見を求める紙が一番最後にありましたけど、これと一緒に各会員に送ったところで、会員は目も通してくれないだろうと。やはり専門的に検討するような時間が必要になるんかなと考えているんですけど、今まで使われているマニュアルで今後もそれに似たような形の中でガイドラインとしてそれを使ってください、なお、良い方法であればそれに沿って、設計者の立場で物を考えてやればいいんではないかなと私自身は考えていたんですけれども、こういう意見は皆さんに検討していただいて、こういう方法でも良いのではないかということであれば、別にこのままでも良いのではないかなと私自身は考えるんですが。

〇事務局

ちょっと 2-1 のご指摘の記載が表現が誤解といいますか、わかりにくい表現になっているかもしれないですが、マニュアル的な要素は包含しているというイメージでございまして、今まで書いていました条例の基準が既にもう廃止されてございませんので、作り上げてきたベースというのは、配慮事項なんていうのは、もちろん引き続けるものがたくさんありますので、そのままでは使えないという状態が今現状顕在化しておりますので、それをなんとか今の状態に繋げて活用をという思いでずっと、既に義務の基準は条例の逐条解説書というのを大連協という枠組みで作らせていただいておりますので、そういう要素も当然入っておりますので、一からすべて考え方を見直してというものではないというイメージで我々素案は作らせていただいておりましたので、一定、この文章見たことあるなというのが、マニュアルとか国の設計標準に入っていると、言ったら焼き直しといったら失礼な言い方ですけど、同じ考え方は引っ張ってきているという中身にはなっております。

〇部会長

完全にゼロからというのは絶対不可能だと思うんですけれども、逆に言うと、これまで通りのコピーであれば別に作る必要もないわけで、むしろ何が欠落して何が必要かというところをもう少し検証しないといけないし、一番怖いのは基準とかこういうものがありますと、そのまま機械的に適用されたりする可能性があるんですね。トイレだったらそのまま絵ができてしまう。それではだめで、当事者の方の意見とか、その場でないとできない配慮事項があると思うので、そのあたりをどれだけ吸い込めるかという弾力的な基準というかガイドラインの話も必要で、先生おっしゃったように、最初に考え方とかポリシー、これが一番大事じゃないか、できればハード的な側面だけではなくて条例でもありますけれども、当事者参加であるとかソフトの話をどううまくリンクさせるかというところが今回ポイントとなってくると思いますので、スパイラルアップの視点も入るような仕組みとか、ぜひそういうことを入れて考える。先ほど私、可能な限りと言ったのは、別に3月まで可能な限りと言ったつもりでなくて、可能な限りそういった意見とか内容が盛り込めるような検討をすべきではないかなということなんですよね。今ご答弁いただきましたように、3月に別にこだわっていませんということであれば、ではどんな形ができるのかということを早急に委員の皆様に提示していただかないといけないのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

〇事務局

ありがとうございます。少し内容はベースとなるべきものは見ていただきましたので、それらを ご指摘の通り構成から、考え方も含めて、それがあるからこの中身があるんだよという展開が必 要かなと思いますので、まず事務局の方でそういった構成を整理させていただいて、どういうス パンで何をどう検討していただく必要があるのかということを今日のご意見も踏まえまして、次 回の部会までに一度委員の皆様には今日のまとめという形でお示しするという形にしたいと思うのですが。

〇部会長

委員のみなさんからの意見という締切がありましたけど、これはどの程度のことを求められているのですか。

〇事務局

まず、骨組み、構成をまずお示しする。それに対するご意見、計画論とかはじめにとか、中身というよりまず全体の構成について、ここはこういう構成にすべきだとかご意見をいただきたいです。

〇委員

今用意しておられます期日のもので、ガイドラインの部数がなんぼとか書いてくれとか言っておられましたけど、私個人的に思うのは、2-2が百何ページある。今日、これ、点字化してあるんですか?ちょっとだけお聞きします。

〇事務局

はい、点字資料、ご用意させていただいております。

〇委員

そうですか。点字で何ページぐらいあるかわかりませんけど、この時期は私の部会としましても、総会が入ったりなんか3月4月とか、なかなかこういうのができないと思いますので、もうちょっとずらしてほしいのが一つと、感想を書く、各団体で書いてくれと用紙があるんですけれども、これもなかなか難しいと思うんですよね。聞くのはいいんですけど、個人個人に聞くのは難しいと思うので、もう一つ考えていただきたいなと思います。

○事務局

丁寧にしていきたいと思います。次回のお示しなんですけれども、お手元に日程表を置かせていただいてると先ほどご説明させていただいたんですが、2月の1日から20日くらいまでのところでお書きいただいておりまして、1月で一旦骨子を我々としてもまとめさせていただいて、できましたら2月の前のほうでできたらまた新たに次のステップをお示しさせていただきたいと思うのですが。

○委員

質問と意見とございますが、2-1の1ページの「対象者とガイドラインの活用方法(想定)」ということで、事業者に対して二つ目のマル、「既存施設の改善の際に、どの部分にどのような改善が必要なのか、ご自身で…」ここのご自身でが私よく意味がわからない。「ご自身でおおまかに検討を行う場合の参考に」と書いてありますが、このご自身というところが、何を意味しているのかなというふうな感じをしております。そして障がい者がひとくくりにされているような感じはしますけれども、それぞれの障がいによって、それぞれのハンデというか、困りごとが多いんです。最近自動ドアが非常に増えていると。自動ドアも、タッチをして初めて開くものもあれば、どっちに引くのかもわからない、まだ古い建物では、円形のドアがあって、二重にドアがなってるんで、そういう建物なんかでも、音声の案内ですばいいのではないかと僕は勝手に思って

いるのですが。車いすの方なんかは、寸法がきちんと 120 cm以上とか書いてあるんだけれども、特にホテルなんかで、部屋の出入口で、結局ドアをホテルの部屋だったら、中へ引き込むスタイルで車いすの方が引き込めない、そうしている間に壁にぶち当たって、壁が破れたということもある。これも大変難しいことであろうと思うのですが、やはり設計するときは、そのあたりの配慮をしていただけるといいのかなというふうに私自身で考えているんです。そして、もう 1 点。私鉄の無人化駅の問題もあるんですが、これもいろいろ私も国交省あたりでいろいろ申し上げたんですが、今、私は南海線の吉見ノ里という小さな駅です。乗降客が 3000 人あるかないかぐらいの町ですけども。これも私のところの吉見ノ里にしてみれば、下手したら、あんまりやいやい言ったら駅を閉鎖するぞと言われたら、より困るという部分で板挟みになっておるんですけれども、私この頃はあまり言わなくしております。だからそういうことも考えて、いろいろ今後検討していかなければならないのかなと思っております。以上です。

〇事務局

ありがとうございます。一番最初のご自身でというところでございますけど、我々常々ご申請、建物を改修するとかご申請を受けて、どういう基準でやってねと申し上げることが多いんですね。 ご自身でというのは、そういうきっかけが、建物を建てるとかいうのではなくて、自主的に改修 する、使いやすくしたいんだとお考えの時の、ご自身で改修をしたいなと思われたときに参考に していただけると。

〇委員

それ、事業者でしょ?それなら事業者のところに書いてよ。そうしたほうがわかりやすい。

○事務局

そうですね、事業者ですね。申し訳ございません。

〇部会長

よろしいですか。時間が押しておりまして大変申し訳ないんですが、3番目「その他」がありますが、先こっちしたほうがよければ。

〇事務局

これはご報告だけということにさせていただきたいと思います。2点ございますが、1点目が前回の部会・審議会でもご報告差し上げた、ご議論いただきました、南海電鉄の二色浜駅のバリアフリー整備工事、中でもエスコートゾーンの設置ということで、南海さんのご提案について進めていくべきというふうに承ったものなんですが、その進捗状況が来年2月末の整備予定というふに南海さんからご報告いただきましたので、まだ現時点ではできていないんですけれども、エスコートゾーン設置に向けて2月末の整備予定。色につけては、線路がグレーっぽい色ですので、白でさせていただきたいというふうにご報告いただきました。関連して駅のバリアフリー化工事が、多機能トイレ、これは既に9月に供用開始されているということと、関連して諸々の整備工事が今年度、来年にかけて併せてご計画になっているというご報告が一点でございます。それは資料はございませんけれども。もう一点、資料の3でございます。障害者差別解消法の基本方針が11月26日から本日までなんですけれども、国の方でパブリックコメントが行われておりますということのご報告でございます。その原文をお付けしているところです。それは今日までということなんですけれども、今後今年度内に閣議決定を予定されております。その後、今年度から来年夏ごろまでにかけて、各省庁で対応方針を検討・公表と。あと、28年の4月施行というこ

とで進められているということでございます。併せて大阪府においてもガイドラインの策定に向けて、今福祉部さんのほうで検討を進められているところでございます。今日は情報提供でございます。そういう中身でもって進めていただいているということでございます。以上、3番のその他でした。

〇部会長

はい、どうもありがとうございました。今日、相当重要なお話が出たかと思います。特にスケジュールの関係で、ガイドラインの位置づけとか内容とかをもう少しどうやってやるのかというときに事務局案ではちょっと無理があるのではないかという強いご意見をたくさんいただいたと思いますが、このあたり含みまして、最後にぜひこの点をこうしてほしいとかこうやるべきだとご提案とかいただけましたらありがたいなと思います。

〇委員

すみません、時間がないので短く3つお願いがございます。1つは共同住宅の20戸から49戸というのが、結構対象多いと思いますので、それが変わりますよということの広報を強く各方面にお願いしたいというのが1点。それからそれに関連しまして、ガイドラインの検討の際に、共同住宅・寄宿舎に関わる部分、それを優先して早くに皆様方のご意見を頂戴したいということ。それから先ほどありましたように、ガイドラインの前提となる総論となる部分、今回の皆様方からのご意見で、私たち建築の者が理解不十分な各障がいの基本的なこと、それらについて再度確認のためにご意見をお書きいただきたいと。その3つのお願いでございます。

〇委員

みなさんから上がっている意見なので、くれぐれもということです。私も視覚障がい者です。そ して、この資料、先ほども、ここに来た時、横についてページをめくりましょうかという配慮も 言っていただいたくらい、障がいをもっている者にとっては、この資料をこなして全部読み切る のは大変なことなんですよね。大学の入試でも、視覚障がい者については、一般の方々とは違っ た時間の配分がされていますよね。その辺で言ったら、権利条約の批准の関係で言うと、合理的 配慮という部分がありますし、差別禁止の部分で言っても、そのへんを関係した福祉のまちづく り条例を決めているところがそういう配慮ができていなかったら、なかなかそれぞれ心の中にい ろんなものが残ると思うんですよ。だから、

当事者参加ということだけじゃなくて、

当事者参加 ができやすい状況をどうやって作るのかということをしっかり考えて提案されないと、健常者の 方々の墨字処理のできる方々が一目瞭然で見えるやないかみたいな配慮の仕方でここで提案さ れているようにお見受けしますので、その辺は僕らみたいに視覚障がい者だけでなくて、この紙 の媒体だとページをめくることだって大変な方もおられますし、そのへんのことも含めて検討し <mark>て提案されることが大事かなと思いました。</mark>それからもう一つは先ほどの南海電車の二色浜の駅 の件ですが、バリアフリーが進んでいるんだと、諸手を上げて賛成したわけではありません。こ こでみなさん賛成していただいたようにとおっしゃってますけど。無人化と引き換えだったらだ めですよということを言いました。そのへんのことはどうなんですかということを聞かせてくだ さい。

〇部会長

事務局から何かコメントできますか。

〇事務局

1点目の運営に対してですけれども、視覚障がいの方への配慮、やはりボリュームが多い中で短期間にということで我々としては反省すべきところでございましたので、そこはお詫びして改めさせていただきたいと思います。申し訳ございません。二色浜につきましては、バリアフリー化の関連は一定鉄道事業者の目標として32年までに円滑化を図ろうという部分はまずは遂行されているということでございますので、前提という理解ではなくて、すべき内容を円滑に利用していただけるためにやっていただけるものと考えております。

〇委員

すみません、確認ですけれども、現在は駅員さんは配属されているわけですね、おられるわけですね。そのへんのことは確認されているんですね。何時から何時までいてるかとかそういうことわかりますか。

〇事務局

既に駅員さんおられないと聞いております。

〇委員

そうですよね。だから言いましたよね。私たちがここで話している内容というのは、障がい者がいつでもどこでも安心して行動できるということを基本にして話をしているわけです。あのときも申しましたように、確かに費用のかかる点とか、人員配置が大変だというのは今の社会状況から見たらよくわかるんですけれども、人がいないことによって、どんな問題が起こるのかということを考えたときに駅員配置はできないけれども、こういう考え方で例えば、高齢者の活用であったりとか、シルバーの人たちの活用であったりとか、そういうことを一緒に考えるようなことをこれからやっていかなければ、どんどん無人化は進んでいくと思うし、話長くなって悪いですけど、JR 西日本に言わせると無人駅はないって言いますよ。それはどういうことかと言ったら、昼間はいるんです。昼間はいるんですけど、一定の時間すぎるといなくなるんです。そうすると初めて行ったところでいない時にに行ったら、それはもう無人駅なんですよ。そういういろんな状況があって、降りたときに駅員がいると思って行ったら、居なかったら視覚障がい者は誰に聞いたらいいんです?そのへんのことがもっと自分たちの問題としてもっと考えていただきたいと思うわけです。長くなって申し訳ないですけど。

○事務局

ありがとうございます。さきほどの3点についてです。1点目の今回の第1次改正については、昨日議決いただいたということですので、建築士会様、事務所協会様、まだご依頼差し上げてないんですけれども、我々も大連協の枠組みを含めて、周知・啓発・広報という形で、半年ありますけれども、できるだけ来年早々ぐらいから取り組ませていただきたいと思います。ガイドラインに共同住宅の改正点を優先してということでございます。もちろんその論点もございますが、既に義務の解説書はございますので、そこの部分の改訂の方を進めたいなと、まず優先して進めるのは逐条解説書という義務の解説書のほうの改訂をまず優先してやりたいと思います。ガイドラインの基礎となる部分の確認ということで、まずそこを取り組みとしては中身よりも先にさせていただくということにさせていただきたいと思います。

〇委員

普段知的障がいと発達障がいの人の支援をやっておりまして、改めてこの構成を見ますと、知的 障がいと発達障がいの配慮があまりにもないというふうな意見でございます。少し時間に余裕が できそうなので、持ち帰ってじっくりとやるべき項目を検討したいと思っておりますが、団体を 代表して出てきているという立場から言いますと、この委員会そのものに代理出席は可能なんで しょうか?そこだけちょっと確認をしておきたいと思うのですが。

○事務局

規則上はご本人様のご出席というふうにさせていただいております。代理出席はしていただけないというふうになっております。

〇委員

はい、わかりました。

〇委員

先ほどスケジュールの討論があったのでお伺いしたいんですけれども、資料の追加の希望、数を書いてくださいと言われたお話はもう書かなくても良いということでしょうか。次の会議までにもう一度整理していただいて資料をいただくという形になるんでしょうか。それでよろしいでしょうか。

〇事務局

ご意見ありがとうございます。そのとおりかと考えます。今日は一度お示しはさせていただいたんですが、中身は検討がさらに必要となりますので、もしお荷物になるようであれば、置いておいていただければ結構ですし、一応、一度お示しはしたので本日の部会資料でございますけれども、この内容について 2-3 によりご意見を伺うということは今の時点ではご提案させていただきましたけれども、しないということにさせていただけたらと思います。

〇部会長

はい、わかりました。

○委員

せっかくお作りになったものを、少なくとも我々委員は正月読めと。それでは全然足らないので、 先生のご提案で。

○事務局

その上にさらに一つ総論のほうが必要かと思いますので。

〇委員

これまた資料作りから、もう一回また追加版をみんなに配るんですか。これまた 1 ヶ月以上遅れますよ。

○事務局

その状態で置かせていただいて、収めたいなと。今の時点では。

〇委員

正月は絶好の機会ですよ。もう送っていただいているのがあるからいいけど。せっかくだからこの資料の検討期間にしたほうが良いですよ。

〇事務局

では、全般を含めて、中身の細かい議論ではなくて、まとめ方ですとか、今日のご議論を踏まえて少し思いの部分とかをお書きいただくようにご照会内容を改めさせていただきたいと思います。

〇部会長

先ほどご意見いただいた、知的障がいの方とか発達障がいのことについても、どこまで書けるかですけど、ぜひご検討いただいて、お願いします。どうもすみません。大変進行がまずくて。たくさんご意見いただきましてありがとうございました。それでは、事務局にお返ししますのでお願いします。

○事務局

本日は長時間ありがとうございました。また来年もどうぞよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。